

第6章 保存・管理

第1節 方向性

保存・管理の方向性として、以下の5項目を掲げる。

- 継続的な調査・研究による価値の顕在化を図る。
- 史跡地の日常的な管理、緊急的な管理・修理等の維持管理の充実を図る。
- 史跡地内のみならず周辺景観と調和しながら景観保全を図る。
- 将来的な史跡地整備を視野に入れ、史跡の公有地化と追加指定に取り組む。
- 周辺の土地利用の変化等に配慮し、史跡地の現状変更の取扱い方針及び基準を策定する。

第2節 方法

(1) 調査・研究による価値の顕在化

1) 継続的な調査・研究の推進

指定地内の未調査範囲について調査を継続し、遺構の全容解明を目指す。また、史跡地内の樹木や車庫、電柱、コンクリート舗装、ブロック擁壁等の施設が遺構へ及ぼす影響について、調査を行う。

2) 歴史的意義に係る調査・研究の推進

なぜ志摩新町という地域が、支石墓の設置場所として選ばれたのか。大陸からの渡来のルートとの関係や、西北九州に分布する他の支石墓との共通点等について調査を行う。また、可也山と支石墓との関係性の解明を目指す。さらに、糸島市内の他の史跡との比較を通じて、新町支石墓群の価値を明確にする。

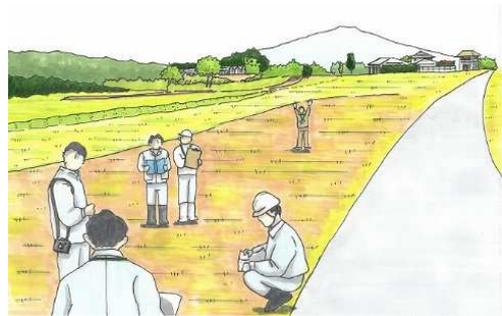


図 6-1 調査・研究 イメージ図

(2) 維持管理

1) 日常的な管理

① 定期的な諸要素の点検、見まわり

本史跡の維持管理や諸要素が史跡に与える影響の把握を目的とし、遺構の露出、雨水の流入、遺物の露出や盗掘等の有無を定期的に点検する。遺構の露出等を地域住民や来訪者等が確認した際は、市教育委員会に連絡する。

② 定期的な清掃、除草

史跡の保全を目的とし、史跡地内の定期的な清掃や除草等を行う。

現在、市は「文化財用地の管理」として、志摩新町行政区に年2回の草刈り、清掃等を委託しており、今後も継続して行うものとする。また、伊都国歴史博物館ボランティアの会が、学習会を兼ねて清掃活動を行うことがある。このような活動を推進し、文化財に対する保護意識の醸成を促す。



図 6-2 清掃活動 イメージ図

③保存施設による管理（標識、案内板、覆屋等）

史跡の保全を目的とし、標識、案内板、覆屋等による管理を行う。

標識や案内板等により、本史跡の価値を伝え、文化財に対する保護意識の醸成を促す。

また、「新町遺跡展示館」の管理については、志摩新町行政区に委託している。施設の管理として、展示館の施錠・開錠、展示館内外の巡回、管理日誌の記載（毎月末に提出）を行っている。

2) 緊急的な管理・修理

自然災害や鳥獣被害、人為的原因によるもの等、さまざまな災害が想定される。災害の発生を確認した場合は、人命の安全を第一としつつも、貴重な史跡の保護にも十分配慮して、緊急的・応急的な措置を講ずることとする。



図 6-3 緊急的な修理 イメージ図

①自然災害（集中豪雨、地震、倒木等）

引津校区ハザードマップによると、本史跡地は洪水浸水想定区域に入っていない。しかし、近年の異常気象等を考慮し、自然災害に対する史跡の保護、人命の安全確保等を万全に図るものとする。

自然災害（集中豪雨、地震、倒木等）の後に状況確認を行い、地形改変や遺構の毀損等を確認した場合は、被害状況を市教育委員会から福岡県教育委員会を通じて文化庁に報告し、緊急的な対策方法や、復旧等の方法について協議する。

②鳥獣被害（イノシシ等による掘削）

鳥獣被害（イノシシ等による掘削）による土地の洗掘等により、遺構への影響が認められた場合は、被害状況を市教育委員会から福岡県教育委員会を通じて文化庁に報告し、緊急的な対策方法や、復旧等の方法について協議する。

③人為的被害（盗掘、盗品、落書き等）

地域住民等と連携し、人為的被害（盗掘、盗品、落書き等）の発生を防止する対策を講じる。人為的被害が発生した場合は、被害状況を市教育委員会から福岡県教育委員会を通じて文化庁に報告し、緊急的な対策方法や、復旧等の方法について協議する。

(3) 景観保全

1) 史跡景観の保全

本史跡は自然豊かな田園景観の中に存在し、歴史的・地理的な条件が整った立地であると考えられる。史跡地内の電柱等は景観に配慮し、移設等を検討する。また、車庫及びコンクリート舗装等は、公有化後、遺構及び史跡景観に配慮し、適切な方法で撤去する。

2) 指定地周辺の景観

地域住民や来訪者等と可也山を望む景観の重要性を共有し、現在まで継承されてきた景観保全の方法を検討する。

(4) 史跡の公有地化と追加指定

1) 指定地の公有地化

史跡指定地のうち約99%は公有化が完了しているが、一部私有地がある。本史跡の価値を次世代へと確実に保存継承するためには、史跡指定地の全域を公有地化することが望ましい。そのため、所有者の意思を尊重しながら公有地化をめざす。

2) 追加指定

今後の発掘調査等により、指定地周辺に価値を有する要素が確認されるか、史跡の保存活用に資する要素が確認された場合は国と協議し、史跡の追加指定を検討する。

(5) 現状変更の取扱い方針及び基準

史跡指定地内においては、文化財保護法第125条の規定による現状変更の制限が生じるため、それに基づく方針及び基準について記述する。

文化財保護法（抄）

第125条 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

1) 現状変更の取扱い方針

①現状変更の許可申請を必要とする範囲

本史跡において、主に以下の行為が対象として想定され、これらの行為を計画した際は、市教育委員会を通じて、福岡県教育委員会と協議の上、許可申請を行う必要がある。

- a) 発掘調査
- b) 建築物の新築、増築・改築、解体・撤去
- c) 工作物及び土木構造物の新設・増設、改修、撤去
- d) 樹木の植樹、抜根を伴う伐採
- e) 造成による地形改変（切土、盛土）
- f) 地下埋設物の新設・撤去

②現状変更の許可申請を必要としない行為

以下の行為については、文化財保護法第125条第1項ただし書きにある「維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置」に該当するため、市教育委員会と協議の結果、許可申請を必要としない。

維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置	<ul style="list-style-type: none"> ○史跡がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響をおよぼすことなく当該史跡をその指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状）に復するとき。 ○史跡がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。 ○史跡の一部がき損し、又は衰亡し、且つ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。 ○大地震、台風などの非常災害や人命・財産保護のため緊急安全対策が必要な場合に対する応急措置。
------------------------	--

維持管理等の ために必要な 行為	○危険木の伐採、剪定、枝払い、下刈り、病虫害の防除措置等の維持管理行為。 ○既存施設の点検、清掃、修繕等の維持管理行為。 ○草花の花植え・植替え、撤去。 ○遺構表面の軽度のならし。
------------------------	---

③その他の行為

上記以外の行為が生じた場合、市教育委員会と協議を随時行う。

2) 現状変更の取扱い基準

①基本方針

取扱い方針及び取扱い基準は、指定地内において「その現状を変更し、またはその保存に影響を及ぼす行為をしようとするとき」に、文化庁長官宛てに出される許可申請について、審査・許可の判断基準となるものである。

現状変更の取扱い方針の基本的な事項として以下のように設定する。

史跡の保全管理・整備活用に必要な行為のみ認めるが、史跡の価値を損なう恐れのある行為については認めない。

②対象行為

現状変更の取扱い基準を下表に記載する。

表 6-1 現状変更等の取扱い基準一覧

対象行為	内容	取扱い基準
a) 発掘調査		遺構及び史跡景観に影響を与えない範囲で <u>認める</u> 。なお、遺構の保存に最大限配慮する。
b) 建築物	新築・増築	<u>原則認めない</u> 。ただし、史跡の保存活用を目的に行うものについては遺構及び史跡景観に影響を与えない範囲で <u>認める</u> 。
	改築	
	解体・撤去	
	色彩の変更	周辺環境に配慮し、文化財としての価値及び景観の保存に大きく影響を及ぼさない範囲で <u>認める</u> 。
c) 工作物及び 土木構造物	新設・増設	<u>原則認めない</u> 。ただし、史跡の保存活用を目的に行うものについては遺構及び史跡景観に影響を与えない範囲で <u>認める</u> 。
	改修	
	撤去	<u>原則認めない</u> 。ただし、イベント等の期間限定の仮設であれば、遺構及び史跡景観に影響を与えない範囲で <u>認める</u> 。
	仮設	
d) 樹木	植樹	<u>原則認めない</u> 。ただし、史跡の保存活用を目的に行うものについては遺構及び史跡景観に影響を与えない範囲で <u>認める</u> 。
	伐採	
	撤去	
e) 造成による 地形改変	切土	<u>原則認めない</u> 。ただし、史跡の保存活用を目的に行うものについては遺構及び史跡景観に影響を与えない範囲で <u>認める</u> 。
	盛土	
f) 地下埋設物	新設	<u>原則認めない</u> 。ただし、史跡の保存活用を目的に行うものについては遺構及び史跡景観に影響を与えない範囲で <u>認める</u> 。
	撤去	